公示送達

松秋区第三三九号

松戸都市計画事業秋山土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十九条第二項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付を受けるべき者が受領を拒み、もしくは、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

通知の内容

松秋区第五十七号

平成二十五年六月三日

平成二十四年九月十二日付け松秋区第一〇二号で指定した仮換地について、使用または収益を開始することができる日を左記のとおり定めたので、土地区画整理法第九十九条第二項の規定により通知します。

記

書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所並びに収益を開始することができる日と仮換地

氏名　渡邉　清一

住所　千葉県松戸市秋山三四二番地

仮換地の使用または、収益を開始することができる日

平成二十五年六月三日

仮換地　一三街区六号、八号、九号

教示

一、この通知に不服がある場合には、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二、この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、松戸市秋山土地区画整理組合を被告として（訴訟において松戸市秋山土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、通知の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができます。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、通知の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、通知の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

なお、仮換地の使用収益開始日の通知については、組合掲示場に掲示してあります。

平成二十六年一月二十九日

千葉県松戸市高塚新田四〇五番地

松戸市秋山土地区画整理組合

理事長　秋谷　保

公示送達

松秋区第三四〇号

松戸都市計画事業秋山土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十条の規定による賦課金納付の督促状は、送付を受けるべき者が受領を拒み、もしくは、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

通知の内容

松秋区第三三二号

平成二十五年十二月二十四日

督促状

記

書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所並びに督促金額

①氏名　金子トシ子

住所　千葉県松戸市小金上総町一六番地一

督促金額　金五、六〇五、〇〇〇円

②氏名　鈴木　雅幸

住所　千葉県松戸市高塚新田四二四番地三

督促金額　金二、〇六九、〇〇〇円

③氏名　鈴木　永子

住所　千葉県松戸市高塚新田四二四番地三

督促金額　金四四、〇〇〇円

④氏名　山崎　敏生

住所　千葉県松戸市秋山一一一番地の一　ミオカステーロ松戸秋山ステーション　フロント六〇一号

督促金額　金四八〇、〇〇〇円

教示

一、この通知に不服がある場合には、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二、この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、松戸市秋山土地区画整理組合を被告として（訴訟において松戸市秋山土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、通知の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、通知の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

なお、督促状については、組合掲示場に掲示してあります。

平成二十六年一月二十九日

千葉県松戸市高塚新田四〇五番地

松戸市秋山土地区画整理組合

理事長　秋谷　保

株式交換公告

当社（甲）は株式交換により、株式会社ヘルスケア一光（乙、三重県津市西丸之内二六番二五号）及び株式会社さつき（丙、神戸市東灘区田中町一丁目九番一〇号）の発行済株式の全部を取得することにいたしましたので公告します。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十日

掲載頁　五十頁（号外第一一九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十日

掲載頁　五十頁（号外第一一九号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十日

掲載頁　五十頁（号外第一一九号）

平成二十六年一月二十九日

三重県津市西丸之内三六番二五号

株式会社ヘルスケア・キャピタル

代表取締役社長　南野　利久

任意清算公告

当社は、平成二十五年十一月三十日をもって解散し、会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年一月二十九日

沖縄県那覇市前島一丁目一三番九号

合資会社などやま

代表社員　名渡山信子

正　誤

ページ	段	行	誤	正
六〇	下	四	平成二年	平成八年

平成二十二年四月六日文部科学省告示第七十三号（学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

六	上	二六	昭和六十一年　昭和六十二年

平成二十三年十二月二十二日（号外第二百七十九号）文部科学省告示第百七十四号（学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月二十九日付第一八号九五年十一月二十七日付参会

六ページ●同日付政府調達第一七号三二ページ●二十第一〇号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）